

2024

後援会会則

令和6年4月1日

都城工業高等専門学校後援会

〒885-8567 宮崎県都城市吉尾町 473 番地 1 ☎0986-47-1294

目次

都城工業高等専門学校後援会会則	- 2 -
a.都城工業高等専門学校後援会役員選出細則	- 4 -
b.都城工業高等専門学校後援会役員旅費細則	- 5 -
c.都城工業高等専門学校後援会表彰・慶弔見舞金細則	- 6 -
d.都城工業高等専門学校後援会「都城高専記念行事」積立金細則	- 8 -
e.都城工業高等専門学校高千穂寮における空調機維持管理積立金取り扱い要項	- 9 -

都城工業高等専門学校後援会会則

(名称)

第1条 本会は、都城工業高等専門学校後援会(以下、「本会」と呼ぶ)と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局を都城工業高等専門学校内(都城市吉尾町473番地1)に置く。

(会員)

第3条 本会は、都城工業高等専門学校(以下「学校」という。)に在学する学生の保護者を会員として組織する。

(目的及び事業)

第4条 本会は、都城工業高等専門学校における教育・研究事業を支援するとともに、会員相互の交流・連携を図ることを目的とする。

2 活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 学生の教育・研究活動・課外活動・進路指導・寮・福利厚生等の支援
- (2) 保護者交流会の開催
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 16名(本科2年生・3年生の各クラスから2名ずつ)
- (4) 監査役 2名

2 役員は総会において会員の中から選出し、役員任期は会長は原則2年、それ以外は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(任務及び組織)

第6条 役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会の運営にあたり会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、担当の会務を執行する。会長不在の時は、うち1名がその職務を代行する。
- (3) 理事は、事業計画、予算・決算及びその他重要な事項を審議し、会務を執行する。
- (4) 監査役は、会計の監査を行う。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会、正副長会、理事会、連絡協議会とし、会長が招集する。

(総会)

第8条 総会は、年に1回毎年5月に開催する。議長は会長が務める。

2 総会で行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告及び事業計画の決定
- (2) 会則の改廃
- (3) 役員を選出報告
- (4) 予算の決議及び決算の承認
- (5) その他重要事項

3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時総会は理事会が必要と認めた時、または会員の10分の1以上の要請があった場合とする。

(会費)

第9条 会費は、入会金 10,000 円、会費は学生1名につき、年額 25,000 円を納入するものとする。ただし、入会時に兄弟姉妹が本校に在籍している場合、又は本校本科を卒業した学生が、専攻科へ入学する場合は、入会金を免除する。

2 入会金及び会費は毎年5月に納入するものとする。

3 入学の取消の場合は入学料の返金に応じる。

4 年度途中の休学、退学等による年会費の返金・免除は行わない。

5 第4条の実施にあたり、役員会が必要と認めたときは、その事業実施のための必要経費として、会員から臨時の会費を徴収することができる。

(後援会事業連絡協議会)

第10条 本会と学校が協調して、第4条の事業を適切に実施するために、会長の諮問機関として、後援会事業連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、本会役員と学校長の推薦に基づく学校職員若干名で構成する。

3 協議会に関する詳細は別途定める。

(会計)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、4月1日から総会までの期間は、理事会の承認を得ることにより予算を執行することができる。

(事務)

第12条 本会の事務を処理するため、後援会職員を置く。

(会則)

第13条 本会の会則を改正しようとするときは、役員会の審議を経て総会において決定する。

附 則

- 1 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。
(中略)
この会則は、令和6年4月1日から施行する。

a. 都城工業高等専門学校後援会役員選出細則

(目的)

第1条 この細則は、都城工業高等専門学校後援会会則第5条に定める役員を選出方法について定めるものである。

(任期)

第2条 役員任期は、4月1日から翌年3月31日までとし、会長は原則2年、それ以外は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、理事会の議を経て補充する。ただし、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も次期役員が決定するまでは、引き続き会務を行うものとする。

(会長)

第3条 会長は、原則理事経験者の中から理事会において選出する。

(副会長)

第4条 副会長は、理事経験者の中から理事会において選出する。ただし最低1名は寮生保護者とする。

(理事)

第5条 理事は、本科2年生および3年生の各クラスから2名ずつ選出する。ただし、両学年に最低1名は寮生保護者が含まれていること。

(監査役)

第6条 監査役は、原則として副会長経験者の中から理事会において選出する。

(決定)

第7条 会長、副会長及び監査役の決定については、総会の承認を得なければならない。

(雑則)

第8条 全各条により難しい場合は、会長及び副会長の判断によるものとする。

2 細則の改廃については、理事会が行い、総会において報告するものとする。

附 則

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

b. 都城工業高等専門学校後援会役員旅費細則

(目的)

第1条 この細則は、都城工業高等専門学校後援会会則第6条に定める任務を本会の役員並びに会員等が円滑に行うために、旅費の支給について定めるものである。

(旅費の支給)

第2条 旅費は、役員又は会員等が本会の会議や行事に参加した場合に支給するものとする。ただし、他の行事と併催の場合は重複する支給はしない。

(支給の範囲)

第3条 旅費の支給は交通費及び宿泊費とし、支給範囲は次のとおりとする。

(1)交通費は、公共交通機関を利用した場合の経費の範囲内とする。

(2)自動車を用いた移動が一般的である区間に関しては、Google マップの経路に15円/kmを乗じた額を交通費とし、おおむね50km以上の場合は往復の高速道路利用料金(実費)を支給する。

(3)宿泊費は、居住地が開催場所と遠隔地にあり、帰宅できない場合又は行事の内容により帰宅が困難な場合に実費を支給する。

2 日当は、任務に従事した時間が4時間未満の場合は1100円、4時間以上の場合は2200円とする。

(旅行の命令)

第4条 第2条に定める会務を行うための旅行については、会長の事前承認によって行われる。

(旅費の支払い)

第5条 旅費は、用務終了後に支払うものとする。ただし、会長の承認を得た場合は、この限りではない。

(雑則)

第6条 全各条により難しい場合は、会長及び副会長の判断によるものとする。

2 細則の改廃については、理事会が行い、総会において報告するものとする。

附 則

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

c. 都城工業高等専門学校後援会表彰・慶弔見舞金細則

(目的)

第1条 この細則は、都城工業高等専門学校後援会会則第4条に定める本会の目的を達成するために、学生及び役員の表彰並びに慶弔見舞金について定めるものである。

(表彰基準)

第2条 本会の会員及び学生で、次の各号の一に該当する場合は、表彰することができる。

- (1) 役員(会長、副会長、理事)としての在任期間が2年以上となる時。
- (2) 学生が都城工業高等専門学校学生表彰規則第2条に規定する学業成績優秀者、課外活動優秀賞、5年間皆勤賞、5年間精勤賞及び特別賞に該当したとき。
- (3) 外国人留学生在が外国人留学生学業成績優秀賞を受賞したとき。
- (4) 学生が、深山賞(図書館主催)を受賞したとき。
- (5) その他理事会が必要と認めたとき。

2 前項の表彰は、次により行う。

対象	内容	時期・場所
役員	記念品(2年3千円、以後1年毎+3千円)	理事会
学業成績優秀者	記念品(1万円)	卒業式
課外活動優秀賞	記念品(3千円)	卒業式
5年間皆勤賞	記念品(3千円)	卒業式
5年間精勤賞	記念品(1千円)	卒業式
特別賞	記念品(3千円)	卒業式
外国人留学生学業成績優秀賞	記念品(3千円)	卒業式
深山賞	深山賞 図書カード(3千円) 図書館長賞 図書カード(1500円) 優秀賞 図書カード(1千円) 優良賞 図書カード(500円)	書評コンクール
その他理事会が認めた者	理事会が決定する	随時

(慶弔)

第3条 次の各号の一に該当する場合は、下記慶弔金等を贈るものとする。

- (1) 学生及び教職員が死亡したとき 2万円及び生花等(1万円程度)
- (2) 会員が死亡したとき 1万円及び生花等(1万円程度)

(見舞)

第4条 学生で次の各号の一に該当する場合は、下記の見舞金を贈るものとする。

- | | |
|------------------------------------|-----|
| (1)学生が引き続いて1か月以上療養したとき | 1万円 |
| (2)学生の家庭が不慮の災害等で半焼及び全焼又は半壊及び全壊したとき | 1万円 |

(雑則)

第5条 全各条により難しい場合は、会長及び副会長の判断によるものとする。

2 細則の改廃については、理事会が行い、総会において報告するものとする。

附 則

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

2 都城工業高等専門学校後援会表彰及び慶弔見舞金に関する内規(昭和44年4月1日施行)は、廃止する。

d. 都城工業高等専門学校後援会「都城高専記念行事」積立金細則

(目的)

第1条 この細則は、都城工業高等専門学校後援会会則第4条に定める本会の目的を達成するために、都城高専記念行事資金の積立金について定めるものである。

(積立)

第2条 積立額は毎年度10万円とする。

(事業内容の決定)

第3条 記念行事の内容は、理事会の承認を経て総会で決定するものとする。

(雑則)

第4条 全各条により難しい場合は、会長及び副会長の判断によるものとする。

2 細則の改廃については、理事会が行い、総会において報告するものとする。

附 則

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

2 都城高専記念行事資金の積立に関する規程の制定について・都城高専行事資金の積立に関する規則(平成27年4月18日施行)は、廃止する。

e.都城工業高等専門学校高千穂寮における空調機維持管理積立金取り扱い要項

令和6年2月5日 寮務委員会決定

令和6年2月5日 後援会学生寮担当役員会了承

【制定理由】

高千穂寮に設置するエアコンに係るリース契約終了後の取外し及び廃棄処分に要する諸費用並びにエアコン内部のクリーニングに要する費用を寮生保護者から徴収して積立することに伴い、必要な事項を定めるものである。

（趣旨）

第1条 この要項は、都城工業高等専門学校(以下「本校」という。)高千穂寮に設置するエアコンに係る空調機維持管理積立金(以下「寮エアコン積立金」という。)の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 寮エアコン積立金は、後援会がリース契約で寮建物に設置するエアコンに係るリース期間終了後における機器の取外し、撤去、運搬及び廃棄処分などの諸費用並びに、高千穂寮の居室に設置するエアコン内部のクリーニング作業に要する費用に充てるものとする。

（費用負担者）

第3条 寮エアコン積立金は、本校高千穂寮に入居する学生の保護者等(以下「寮生保護者等」という。)から徴収する。

（徴収方法・金額）

第4条 寮エアコン積立金は、本校寮生保護者等から別に定める金額を管理費に含めて徴収し、本校学生課長名義の預り金口座に入金するものとする。

（決算）

第5条 寮エアコン積立金は、年度末における残額について後援会名義預り金口座へ移し替えるとともに、後援会から寮生保護者等へ決算報告されるものとする。

（金額の変更）

第6条 寮エアコン積立金の額は、少なくとも一年に一度、本校と後援会が協議のうえ、必要に応じて変更するものとする。

（支出）

第7条 寮エアコン積立金の支出にあたっては、本校の確認を経て後援会が行うものとする。

（事務）

第8条 寮エアコン積立金に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。